

船橋市建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱

平成28年9月20日

建指第848号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）に規定する計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定（以下、「基準適合認定」という。）、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（以下、「要耐震改修認定」という。）等に関する手続きについて、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成9年船橋市規則第33号。以下「規則」という。）に基づき、適切かつ円滑に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令、省令及び規則の例による。

(市長が適切であると認める者)

第3条 規則第2条第1項第1号、第4条第1項第1号、第11条第2項第1号及び第12条第1項第1号に規定する市長が適切であると認める者は、耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会として、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されたものをいう。）とする。

2 規則第11条第1項第1号に規定する市長が適切であると認める者は、指定確認検査機関（平成26年7月2日付け国住指第1137号に基づき、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」における調査者として業務を実施することの届け出を行ったものをいう。）とする。

(認定申請の事前相談)

第4条 計画の認定を申請しようとする者は、認定申請に先立って、計画の認定に係る事前相談書（第1号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて、市長に事前に相談するものとする。

(1) 省令及び規則に規定する計画の認定申請の添付書類（第3条に規定する市長が適切であると認める者による耐震診断の評定を除く。）

(2) 立面図

(3) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

(4) その他市長が必要と認める図書

2 基準適合認定を申請しようとする者は、認定申請に先立って、基準適合認定に係る事前相談書（第2号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて、市長に事前に相談するものとする。

(1) 省令及び規則に規定する基準適合認定申請の添付書類（第3条に規定する市長が適切であると認める者による耐震診断の評定を除く。）

(2) 立面図

(3) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

(4) 耐震改修を行う場合、その工事の工程表

(5) その他市長が必要と認める図書

3 要耐震改修認定を申請しようとする者は、認定申請に先立って、要耐震改修認定に係る事前相談書（第3号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて、市長に事前に相談するものとする。

(1) 省令及び規則に規定する要耐震改修認定申請の添付書類（第3条に規定する市長が適切であると認める者による耐震診断の評定を除く。）

(2) 立面図

(3) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

(4) その他市長が必要と認める図書

4 前3項の規定にかかわらず、市長が認める場合は事前相談を省略することができる。

（専門機関の評定）

第5条 計画の認定、基準適合認定及び要耐震改修認定を申請しようとする者は、認定申請を行う前に申請に係る建築物について、第3条に規定する市長が適切であると認める者による耐震診断の評定（認定の申請に当たってあらかじめ判定の必要がないと認められる場合を除く。）を受けものとする。

（計画の認定の申請の添付書類）

第6条 計画の認定の申請は、省令及び規則に定めのある図書のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 計画概要書（第4号様式）
- (2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）
- (3) 立面図
- (4) その他市長が必要と認める図書
（建築主事の同意）

第7条 法第17条第4項に規定する建築主事の同意を要する場合、市長は建築主事に建築物の耐震改修の計画に係る同意（依頼）（第5号様式）により依頼する。

2 建築主事は第1項の依頼に係る計画の審査が終了した場合、建築物の耐震改修の計画の認定に係る同意（回答）（第6号様式）により市長に回答するものとする。

（計画の認定の通知）

第8条 法第17条第10項に規定する建築主事への通知は、計画の認定をした旨の通知書（第7号様式）に認定通知書の写しを添えて行うものとする。

2 市長は、申請に係る計画が法第17条第3項の規定に適合しないことを認めた場合、もしくは同条4項に規定する建築主事の同意が得られなかった場合は、計画の認定ができない旨の通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請に係る計画が建築確認申請等を要するもので前項の通知をした場合は、計画の認定ができない旨の通知書（第9号様式）により、建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第9条 規則第6条第1項の規定により、計画の変更の認定を受ける場合において、変更に係る部分を除く部分の図書は添えることを要しない。

2 第4条から前条までの規定は、法第18条第1項に規定する計画の変更をしようとする場合において準用する。

（軽微な変更）

第10条 省令第32条に定める軽微な変更は、規則第10条に規定する工事完了届の備考欄に内容を記載し、市長に届け出るものとする。

（改善命令）

第11条 法第20条に規定する改善に必要な措置をとるべきことの命令は、改善命令書（第10号様式）により行うものとする。

（計画の認定の取消し）

第12条 市長は、法第21条の規定により計画の認定を取消した場合は、計画認定取消通知書（第11号様式）により認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、認定に係る計画が建築確認申請等を要するもので前項の通知をした場合は計画認定取消通知書（第12号様式）により、建築主事に通知するものとする。

（建築主事への通知）

第13条 市長は、認定に係る計画が建築確認申請等を要するものである場合で、第10条、規則第5条、第8条及び第9条の届け出等があったときは、計画の認定の変更等の通知書（第13号様式）により、建築主事に通知するものとする。

（基準適合認定の申請の添付書類）

第14条 規則第11条第1項第1号、同条同項第2号ウ、同条第2項第4号及び同条第3項第3号で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 認定申請概要書（第14号様式）

(2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

(3) 立面図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 規則第11条第1項第2号ア及び同条第3項第1号に規定する現況報告書は、現況報告書（第15号様式）による。

3 耐震改修後に基準適合認定の申請をしようとする場合、省令、規則及び前2項に定める図書のほか、当該工事を行った部分に関する耐震改修工事の施工状況報告書（第16様式）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は前項の書類の提出があった場合、工事が適切に行われたかを必要に応じて現地にて確認するものとする。

（基準適合認定ができない旨の通知）

第15条 市長は、基準適合認定申請に係る建築物が法第22条第2項の規定に適合しないことを認めるときは、その理由を明示して、基準適合認定ができない旨の通知書（第17号様式）により、申請者に通知するものとする。

(基準適合認定建築物の認定の取消し)

第16条 市長は、法第23条により基準適合建築物に係る認定を取消した場合は、基準適合認定取消通知書(第18号様式)により認定を受けた者に通知するものとする。

(要耐震改修認定の申請の添付書類)

第17条 規則第12条第1項第4号で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省令第37条第1項第1号に規定する集会(以下、「集会」という。)において区分所有者に配布した書類一式
- (2) 集会に出席した者(議決権を有しない者を除く。)の名簿(出席者の記名及び押印があるものに限る。議決権を委任した場合は委任状。)
- (3) 申請に係る区分所有建築物の一棟建物全部事項証明書(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第196条第1項第5号の一棟建物全部事項証明書をいう。)
- (4) 認定申請概要書(第14号様式)
- (5) 当該申請に係る建築物の外観写真(外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。)
- (6) 立面図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(要耐震改修認定ができない旨の通知)

第18条 市長は、要耐震改修認定申請に係る区分所有建築物が法第25条第2項の規定に適合しないことを認めるときは、その理由を明示して、要耐震改修認定ができない旨の通知書(第19号様式)により、申請者に通知するものとする。

(要耐震改修認定建築物への指示)

第19条 法第27条第2項に規定する指示は、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する指示書(第20号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する要綱の廃止)

- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する要綱(平成27年6月8日建指第370号)は、廃止する。

(船橋市建築物の耐震改修の認定に関する事務処理要領の廃止)

3 船橋市建築物の耐震改修の認定に関する事務処理要領（平成21年4月30日建指第160号）は、廃止する。